

地域の防犯カメラ設置を支援します！

補助対象期間：令和2年度～令和6年度（5カ年のみ）

犯罪抑止及び地域の防犯力向上を図り、安全なまちづくりを進めるため、
区・町内会が設置する防犯カメラの設置費用の一部を補助します。

令和6年度に設置を予定している場合は、令和5年9月末までに、
事業実施計画書の提出をお願いします。



1 補助対象団体

区または町内会

2 補助対象経費

防犯カメラの購入設置費または賃貸借設置費（賃貸借の場合は初年度費用のみ）

ア：防犯カメラ本体

イ：防犯カメラ設置工事費

ウ：防犯カメラ撮影にかかる調整費

エ：防犯カメラ設置を啓発する表示板制作、設置費

オ：上記設置にかかる諸費用一式

※電気代、メンテナンス費用等の維持管理費、設置にかかる地代及び占用料、操作にかかる指導料、既存対象物の撤去費用は対象となりません。

3 補助率・補助限度額

補助率：補助対象経費の1／2

補助限度額：60万円／団体・年度 ※上限：防犯カメラ1台につき15万円

4 主な要件など

- ①「多治見市の自治会による防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に沿った運用をすること。
- ②個人情報保護に配慮した適正な管理運用を行うため、「地域における運用規程」を作成すること。（くらし人権課でひな形を用意しています）
- ③防犯カメラ設置場所の所有者及び撮影対象範囲の世帯から同意を得ること。
- ④補助金の交付決定後に工事に着手すること。
- ⑤設置して5年間は、継続して運用を行い、設置状況報告書を提出すること。

多治見市くらし人権課（本庁舎）

多治見市日ノ出町2丁目15番地

課長：勝見 担当：奥村

電話：0572-22-1134（直通）

FAX：0572-25-7233

Mail：kurashi-jinken@city.tajimi.lg.jp

